

群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク トライアル・サウンディング実施要領

1. 目的

群馬県では、官民連携まちづくり基本方針を定め、公共施設・空間の民間活用を積極的に進めています。本実施要領は、この基本方針に基づき、群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク指定管理業務における地域活性化事業の一環として実施するトライアル・サウンディングに関して必要な事項を定めるものです。

トライアル・サウンディングとは、公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用終了後に公共施設・空間の活用可能性や課題をフィードバックし、その後の公募条件への反映や公共施設等の今後の活用方針の決定につなげることを目的とした市場調査であり、次の効果が期待されます。

【民間事業者の効果】

立地条件、使い勝手、採算性等を確認することができます。

【行政(伊香保リンク)の効果】

民間事業者の事業集客力、収益性、信用等を確認することができます。

また、民間事業者の意見や考えを参考に、施設の更なる活性化を図ります。

2. 対象地の概要

名称	群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク	
所在地	群馬県渋川市伊香保町伊香保587-1	
開設年月日	昭和42年開設	
土地・延床面積	54,553㎡(敷地全体)	
既存建物の概要 (調査対象物件のみ 記載)	(1) 屋外リンク (2) 屋内第2リンク (3) リンクハウス (4) 競技運営棟 (5) 屋外観覧席 (6) 第1駐車場 (7) 第2駐車場 ※詳細は別紙「伊香保リンク施設概要」参照	
駐車場	普通車280台 バス10台	
現在の管理運営状況	運営団体	指定管理者：(公財)群馬県スポーツ協会
	年間利用者数	H30：54,981人

		R1 : 53,677人 R2 : 24,760人
営業時間	・午前9時 ~ 午後5時 ・毎週月曜日は休館 (月曜日が祝日に当たる場合は開館し、その翌日の火曜日が休館)	

3. スケジュール

内容	日程
① 暫定利用の受付 暫定利用希望者から提案書類の提出を受付けます。	令和3年7月2日(金) ~令和3年11月30日(火)
② 提案審査 提案内容を審査し、実施事業として認定します。	適宜
③ 暫定利用の許可 実施事業に使用許可を出します。	適宜 ※受付から概ね1週間程度
④ 暫定利用の実施 期間中、提案事業を1日~1か月程度実施します。	令和3年7月9日(金) ~令和3年12月15日(水)
⑤ 実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を事務局に提出します。	実施後10日以内
⑥ ヒアリング調査 対象地の活用可能性等をヒアリングします。	適宜

4. 参加要件

暫定利用希望者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 提案書類提出時点で、群馬県の入札参加の制限を受けている者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51条)の関連規定に該当する者
- ⑤ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

5. 提案要件

(1) 提案内容

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ① 確実に実施できる内容であること
- ② 対象地を利用する利用者の利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること
- ③ 他の利用者の対象地利用を著しく妨げないこと
- ④ 暫定利用にあたって、県の財政負担を求めないこと
- ⑤ 感染症対策を徹底していること

(2)提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 著しい騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ 今後の施設利用に支障を来す恐れのある活動
- ⑦ その他、県が本事業で実施する内容として不適切と判断する行為

(3)暫定利用期間

暫定利用の期間等は、以下のとおりとします。

◇ 期間：原則1日から1か月程度まで

◇ 曜日：火曜日～土曜日（日曜日は要相談）

※月曜日が祝日に当たる場合は開館し、その翌日の火曜日が休館

◇ 時間：午前9時 ～ 午後5時

【各施設の暫定利用期間】

- ・屋外リンク : 令和3年7月27日 ～ 8月26日
- ・屋内第2リンク : 令和3年7月9日 ～ 9月6日
- ・リンクハウス : 令和3年7月9日 ～ 12月15日
- ・競技運営棟 : 令和3年7月9日 ～ 12月15日
- ・屋外観覧席 : 令和3年7月9日 ～ 12月15日
- ・第1駐車場 : 令和3年7月9日 ～ 12月15日
- ・第2駐車場 : 令和3年7月9日 ～ 12月15日

※スケートリンクのオープン時期により、各施設で利用期間が異なります。

また、各種イベントが重なった場合等、施設の保守・点検等の状況によっては、暫定利用日時の変更をお願いする場合があります。利用状況等は事務局あてお問合せください。

なお、11月以降については、スケート等の利用を妨げない事業に限り許可します。

(4)使用料等の条件

- ① 暫定利用中の使用料は無償とします
- ② 暫定利用終了後に原状回復を原則とします

6.トライアル・サウンディングの手続き

(1)暫定利用の受付

【提案書類】

暫定利用希望者は、対象地において実施したい提案事業等の内容を記載した提案書類を提出します。下記の受付期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。

- ① 提案事業概要書（様式1）
- ② 暫定利用希望者の概要（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）

【受付期間】

令和3年7月2日（金）～令和3年11月30日（火）

【事前相談】

提案書類作成のため、事前相談及び現地調査を希望する場合は、事前に事務局へ連絡し、日程調整した上で受付期間内に行うこととします。また、現地調査は、施設利用者等の利用を妨げない範囲で行うこととします。

(2)提案審査

提案書類の内容が「5.提案要件」に合致することを審査し、暫定利用者として認定します。なお、必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認等）を実施することがあります。

(3)暫定利用の許可

暫定利用者は、提案書類の内容に基づき、群馬県総合スポーツセンター使用申請書を事務局に提出してください。指定管理者である（公財）群馬県スポーツ協会から使用許可を得ることにより、提案事業が実施できるようになります。

(4)暫定利用の実施

【責任及びリスク分担の考え方】

告知を含む、提案事業の準備から撤去まで、暫定利用者が責任を持って実施してください。暫定利用に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

【モニタリング】

県及び暫定利用者の双方が合意した場合、提案事業実施中に県がモニタリング調査を行うことがあります。その場合、暫定利用者は当該モニタリング調査に協力することとします。

【提案事業の中止】

次に掲げる事項に該当したときは、提案事業を中止することがあります。

- ① 提案書類に虚偽の記載が判明した場合
- ② 参加要件又は提案要件を満たしていないことが判明した場合

- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、対象地で提案事業を実施することについて
県がふさわしくないと判断した場合

(5)実績報告書の提出

暫定利用終了後、提案事業の実績報告書（様式4）を事務局に提出してください。

(6)ヒアリング調査

実績報告書の内容を基に、ヒアリング調査を行います。

7. 留意事項

(1)参加事業者の取り扱い

トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の事業者公募等における評価の対象とは
なりません。

(2)提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

8. 事務局

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1

群馬県地域創生部スポーツ局スポーツ振興課企画調整係

TEL 027-226-2079 FAX 027-243-3211

メールアドレス sposhinka@pref.gunma.lg.jp